

○農林水産省令第十七号

家畜伝染病予防法（昭和二十六年法律第百六十六号）第五条第一項、第二十三条第一項、第二十五条第一項及び第六項、第二十六条第六項、第二十七条並びに第二十八条第二項の規定に基づき、家畜伝染病予防法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和四年三月十七日

家畜伝染病予防法施行規則の一部を改正する省令

家畜伝染病予防法施行規則（昭和二十六年農林省令第三十五号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

農林水産大臣 金子原二郎

	改 正 後	改 正 前
<p>第九条（略）</p> <p>（監視伝染病の発生の状況等を把握するための検査）</p> <p>2 前項の規定による命令により実施する検査（ヨーネ病又は伝達性海綿状脳症に係るものに限る。）は、別表第一に定める検査の方法により実施するものとし、当該検査のうち同項の規定により少なくとも五年ごとに実施するヨーネ病に係る検査については、第一号から第四号までに</p>	<p>第九条（略）</p> <p>（監視伝染病の発生の状況等を把握するための検査）</p> <p>2 前項の規定による命令により実施する検査（ヨーネ病又は伝達性海綿状脳症に係るものに限る。）は、別表第一に定める検査の方法により実施するものとし、当該検査のうち同項の規定により少なくとも五年ごとに実施するヨーネ病に係る検査については、第一号から第四号までに</p>	<p>第九条（略）</p> <p>（監視伝染病の発生の状況等を把握するための検査）</p> <p>2 前項の規定による命令により実施する検査（ヨーネ病又は伝達性海綿状脳症に係るものに限る。）は、別表第一に定める検査の方法により実施するものとし、当該検査のうち同項の規定により少なくとも五年ごとに実施するヨーネ病に係る検査については、第一号から第四号までに</p>

掲げる牛のうち都道府県知事が指定するものを対象として実施するものとし、当該検査のうち同項の規定により毎年実施する伝達性海綿状脳症に係る検査については、第五号及び第六号に掲げる家畜の死体のうち都道府県知事が指定するものを対象として実施するものとする。

一五五 (略)

六 月齢又は推定月齢が満十八月以上で死亡しためん羊又は山羊の死体
別表第三(第三十条、第三十五条関係) 消毒の基準

種類	方法	適当な消毒目的物
(略)	(略)	(略)
薬物消毒	18 1〜17 (略) その他の医薬品による消毒 3、5、6、12又は15に掲げる医薬品以外の医薬品を使用して消毒を行う場合にあつては、医薬品医療機器等法第五十二条の規定によりこれに添付する文書又はその容器若しくは被包に記載された用法、用量その他使用及び取扱以上の必要な注意に従う。	(略)
(略)	(略)	(略)

別表第四(第三十三条の三関係)

病原体の種類	家畜伝染病の種類	消毒設備	消毒薬の種類
ウイルス (エンペロー プを有するもの)	牛疫、流行性脳炎、 狂犬病、水疱性口内 炎、リフトバレー熱、 馬伝染性貧血、小反 芻獣疫、豚熱、アフ リカ豚熱、高病原性 鳥インフルエンザ、 低病原性鳥インフル エンザ、ニューカッ スル病	(略)	次に掲げるいずれかの消 毒薬 1〜3 (略) 4 その他法第三条の第二 項に規定する特定家畜 伝染病防疫指針(以下 「防疫指針」という。)で 定める消毒薬
(略)	(略)	(略)	(略)

掲げる牛のうち都道府県知事が指定するものを対象として実施するものとし、当該検査のうち同項の規定により毎年実施する伝達性海綿状脳症に係る検査については、第五号及び第六号に掲げる家畜の死体のうち都道府県知事が指定するものを対象として実施するものとする。

一五五 (略)

六 月齢又は推定月齢が満十二月以上で死亡しためん羊又は山羊の死体
別表第三(第三十条、第三十五条関係) 消毒の基準

種類	方法	適当な消毒目的物
(略)	(略)	(略)
薬物消毒	18 1〜17 (略) その他の医薬品による消毒 3、5、6、12又は15に掲げる医薬品以外の医薬品を使用して消毒を行う場合にあつては、医薬品医療機器等法第五十二条の規定によりこれに添付する文書又はその容器若しくは被包に記載された用法、用量その他使用及び取扱以上の必要な注意に従う。	(略)
(略)	(略)	(略)

別表第四(第三十三条の三関係)

病原体の種類	家畜伝染病の種類	消毒設備	消毒薬の種類
ウイルス (エンペロー プを有するもの)	牛疫、流行性脳炎、 狂犬病、水疱性口内 炎、リフトバレー熱、 馬伝染性貧血、小反 芻獣疫、豚熱、アフ リカ豚熱、高病原性 鳥インフルエンザ、 低病原性鳥インフル エンザ、ニューカッ スル病	(略)	次に掲げるいずれかの消 毒薬 1〜3 (略) 4 その他法第三条の第二 項に規定する特定家畜 伝染病防疫指針(以下 「防疫指針」という。)で 定める消毒薬
(略)	(略)	(略)	(略)

附則

この省令は、令和四年四月一日から施行する。